

## 「湘南鎌倉生涯現役の会」主催講話メモ

会場：鎌倉生涯学習センター5階会議室

開催日時：平成29年8月20日（日）、午後14時より15時半まで

講師：横浜家庭裁判所家事調停委員 藤田憲一

テーマ：「家事調停から見えてくる世相」

要約：この10年で家裁事件（家事調停）は大きく変化。熟年離婚夫婦の年金分割制度、未成年者への養育費支払いと面会交流の義務化、認知症（成年）後見制度と家裁の後見人指定の法制度化など。遺言書（公正証書、自筆遺言書の検認制度）と話題の死後離婚とは？

### 内容

- 1) 家庭裁判所の構成：裁判官、書記官、調査官、技官、事務官、調停委員、の役割
- 2) 家事事件の動向
- 3) 夫婦と親子問題

①調停離婚と協議離婚の違い

②年金分割制度と熟年離婚

離婚時の老齢年金分割制度はH19年4月1日施行、H20年5月1日以降は2年以内の請求で厚生年金の基礎年金部分を除き、0.5毎に夫婦で分割支給される

③家事事件手続法の施行（H25年1月1日）と家裁の変化。

認知症と成年後見制度

④離婚の条件の変化。

親権者指定（民法819条）と養育費支払い、面会交流の義務化（民法766条改正、H24年4月1日施行）

⑤戸籍制度と法律婚、事実婚（内縁）

⑥ 死後離婚

4) 相続問題

① 最高裁判決と民法改正（H25年12月11日施行）、庶子の均分相続

② 遺言書と争族問題

### お礼とご挨拶

かように、家裁の環境はこの10年で激変しました。家事事件が今の世相を映し出す鏡なら、調停は相互扶助社会の調整弁の一つにすぎません。湘南鎌倉生涯現役の会の諸兄弟姉におかれては、本日の私のご報告を参考にいただき、新しい相互扶助の社会を作り上げることにご尽力されますよう期待しております。

ご清聴ありがとうございました。